○公立大学法人新見公立大学事務分掌規程

平成22年４月１日

規程第94号

改正　平成27年４月１日規程第94号

平成31年４月１日規程第94号

令和３年４月１日規程第94号

令和５年４月１日規程第94号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人新見公立大学の事務組織等に関する規程（平成22年規程第91号）第２条第１項（以下「基本設定条項」という。）の規定に基づき公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）及び新見公立大学（以下「大学」という。）の事務局に組織された各課が分掌する事務を規定する。

（目的）

第２条　この規程は、各担当及び各課長が基本設定条項に規定する事務を適正かつ効率的に執行することを目的として規定する。

２　各担当が担う各項各号に規定する事務の詳細は、必要に応じて別に定める。

（総務課事務分掌）

第３条　総務課が分掌する事務は、次の各項に規定する担当が担う事務とする。

２　組織担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　基本組織に関すること

ア　定款変更等法人認可に関すること

イ　大学認可及び学則変更に関すること

ウ　授業料等基本収入設定に関すること

エ　養成施設指定認可に関すること

オ　情報公開に関すること

(2)　法人役員に関すること

ア　理事長に関すること

イ　法人役員に関すること

ウ　法人役員支弁に関すること

エ　役員損害賠償に関すること

(3)　法人監査に関すること

ア　監事監査に関すること

イ　内部監査に関すること

ウ　外部監査に関すること

エ　公益通報に関すること

(4)　法人運営に関すること

ア　理事会に関すること

イ　経営審議会に関すること

ウ　教育研究審議会に関すること

エ　教員特別任用に関すること

オ　法人運営リスク管理に関すること

(5)　大学役員に関すること

ア　学長に関すること

イ　副学長に関すること

ウ　学部長等大学役員に関すること

(6)　大学運営に関すること

ア　教授会に関すること

イ　教員選考に関すること

ウ　学生選抜に関すること

エ　大学運営リスク管理に関すること

(7)　組織統制に関すること

ア　組織体制に関すること

イ　内部統制に関すること

ウ　教職協働に関すること

(8)　組織財務に関すること

ア　職員定数に関すること

イ　資産形成に関すること

ウ　予算執行に関すること

エ　財務情報整理に関すること

(9)　権利連携に関すること

ア　権利保全に関すること

イ　大学間連携に関すること

ウ　団体間連携に関すること

(10)　組織運営に関すること

ア　組織運営情報に関すること

イ　組織内連絡調整に関すること

ウ　組織運営リスク管理に関すること

3　評価担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　自己点検・評価に関すること

ア　自己点検・評価企画に関すること

イ　内部点検評価に関すること

ウ　評価リスク管理に関すること

(2)　中期計画・法人評価に関すること

ア　中期計画・法人評価企画に関すること

イ　法人評価に関すること

(3)　運営計画・認証評価に関すること

ア　運営計画・認証評価企画に関すること

イ　認証評価に関すること

ウ　内部質保証に関すること

4　総務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　執務補助に関すること

ア　執務管守に関すること

イ　執務リスク管理に関すること

(2)　催事報奨に関すること

ア　入学式・学位等授与式に関すること

イ　記念式典に関すること

ウ　表彰褒奨に関すること

エ　法人名誉に関すること

オ　渉外リスク管理に関すること

(3)　事務監理に関すること

ア　例規監理に関すること

イ　文書監理に関すること

ウ　情報監理に関すること

エ　契約監理に関すること

オ　事務リスク管理に関すること

5　人事担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　人事制度に関すること

ア　職員職務に関すること

イ　職員身分に関すること

ウ　職員職階に関すること

エ　職員退職に関すること

オ　人事リスク管理に関すること

(2)　職員採用に関すること

ア　職員採用企画に関すること

イ　職員採用手続に関すること

ウ　職員採用リスク管理に関すること

(3)　労務管理に関すること

ア　労働条件に関すること

イ　勤務環境に関すること

ウ　職員衛生に関すること

エ　職務遂行に関すること

オ　労働リスク管理に関すること

(4)　支弁額算定に関すること

ア　給与算定に関すること

イ　手当算定に関すること

ウ　福利厚生に関すること

エ　勤務手段に関すること

オ　支弁額算定リスク管理に関すること

(5)　職員研修に関すること

ア　事務説明に関すること

イ　一般研修に関すること

ウ　学内研修に関すること

エ　職員スキルアップに関すること

オ　研修リスク管理に関すること

6　経理担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　経理企画に関すること

ア　会計企画に関すること

イ　経理企画に関すること

ウ　予算書調製に関すること

エ　財政計画書調製に関すること

オ　運営交付金リスク管理に関すること

(2)　出納管理に関すること

ア　資金管理に関すること

イ　資産負債登録に関すること

ウ　支出制限に関すること

エ　預り金調整に関すること

オ　資産運用リスク管理に関すること

(3)　債権債務に関すること

ア　授業料等収納に関すること

イ　債務管理に関すること

ウ　債権管理に関すること

エ　個人情報保護に関すること

オ　債権債務リスク管理に関すること

(4)　経理実務に関すること

ア　伝票処理に関すること

イ　決算処理に関すること

ウ　年度間資金調整に関すること

エ　経理マニュアルに関すること

オ　経理リスク管理に関すること

7　施設担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　施設企画に関すること

ア　施設整備に関すること

イ　施設表示に関すること

ウ　施設接続に関すること

エ　施設美化に関すること

オ　施設整備リスク管理に関すること

(2)　施設安全に関すること

ア　施設点検に関すること

イ　施設使用監理に関すること

ウ　施設防犯警備に関すること

エ　防災災害対応に関すること

オ　施設安全リスク管理に関すること

(3)　施設可動に関すること

ア　受配電に関すること

イ　給排水に関すること

ウ　給配油に関すること

エ　ガス受配に関すること

オ　受配給リスク管理に関すること

(4)　施設維持に関すること

ア　施設更新に関すること

イ　施設修繕に関すること

ウ　施設設備管理に関すること

エ　施設衛生に関すること

オ　施設使用リスク管理に関すること

(5)　施設管理に関すること

ア　固定資産管理に関すること

イ　厚生施設管理に関すること

ウ　指定管理に関すること

エ　資産取得貸借処分に関すること

オ　施設管理リスク管理に関すること

８　図書館担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　図書館管理に関すること

(2)　学術教育推進に関すること

(3)　教育推進リスク管理に関すること

（学生課事務分掌）

第４条　学生課が分掌する事務は、次の各項に規定する担当が担う事務とする。

2　入試担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　入学試験に関すること

(2)　学生募集に関すること

(3)　学籍管理に関すること

(4)　入学金検定料収納に関すること

(5)　入試リスク管理に関すること

3　広報担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　大学情報発信に関すること

(2)　学内情報環境管理に関すること

(3)　情報セキュリティに関すること

(4)　大学IR活動に関すること

(5)　情報基盤リスク管理に関すること

4　総合情報基盤センター担当は、入試担当及び広報担当が行う業務に加え次の各号に規定する事務を担う。

(1)　情報化将来計画に関すること

(2)　大学ブランディングに関すること

5　保健管理センター担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　健康診断に関すること

(2)　保健指導に関すること

(3)　感染症対策に関すること

(4)　障がい学生支援に関すること

(5)　保健リスク管理に関すること

6　修学・キャリア支援センター担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　授業料免除に関すること

(2)　奨学金制度に関すること

(3)　修学支援に関すること

(4)　キャリア支援に関すること

(5)　修学・キャリアリスク管理に関すること

7　学生活動担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　学生活動を支える財源に関すること

(2)　学生特典を支える財源に関すること

(3)　文化スポーツ学生活動を支える財源に関すること

(4)　学生団体活動を支える財源に関すること

(5)　学生生活リスク管理における財源に関すること

８　学生生活支援センター担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　学生生活（財源を除く）に関すること

(2)　学生特典（財源を除く）に関すること

(3)　文化スポーツ学生活動（財源を除く）に関すること

(4)　学生団体活動（財源を除く）に関すること

(5)　財源を除く学生生活リスク管理に関すること

９　賛助受容担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　寄附採納に関すること

(2)　基金管理に関すること

(3)　学生支援基金事業に関すること

(4)　後援会に関すること

(5)　寄附リスク管理に関すること

10　地域共生推進センター担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　法人設置者連携に関すること

(2)　地域連携に関すること

(3)　学生ボランティアに関すること

(4)　地域連携リスク管理に関すること

（教務課事務分掌）

第５条　教務課が分掌する事務は、次の各項に規定する担当が担う事務とする。

２　学科共通教務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　学部学科運営に関すること

(2)　学部共通科目履修に関すること

(3)　学位管理に関すること

(4)　試験実施に関すること

(5)　教務リスク管理に関すること

３　健康保育学科教務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　健康保育学科運営に関すること

(2)　健康保育学科科目履修に関すること

(3)　保育実習に関すること

(4)　保育リカレント教育に関すること

(5)　健康保育学科リスク管理に関すること

4　教育支援センター担当は、健康保育学科担当の担う事務を除き学内と学外の関係諸機関との連携を図り次の各号に規定する事務を担う。

(1)　教育に関する理論的及び実践的な教育研究に関すること

(2)　学校、家庭及び地域社会と協力した子どもたちの成長に係る問題の解決に関すること

5　看護学科教務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　看護学科運営に関すること

(2)　看護学科科目履修に関すること

(3)　看護実習に関すること

(4)　看護リカレント教育に関すること

(5)　看護学科リスク管理に関すること

6　地域福祉学科教務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　地域福祉学科運営に関すること

(2)　地域福祉学科科目履修に関すること

(3)　福祉実習に関すること

(4)　福祉リカレント教育に関すること

(5)　地域福祉学科リスク管理に関すること

7　助産学専攻科教務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　助産学専攻科運営に関すること

(2)　助産学専攻科科目履修に関すること

(3)　助産実習に関すること

(4)　専攻環境に関すること

(5)　助産学科リスク管理に関すること

8　健康科学研究科教務担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　健康科学研究科運営に関すること

(2)　健康科学研究科科目履修に関すること

(3)　研究環境に関すること

(4)　修士論文に関すること

(5)　大学院リスク管理に関すること

(6)　全世代型地域包括ケア研究センターに関すること

(7)　リサーチ・アシスタントに関すること

9　高大接続担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　高校等連携に関すること

(2)　高校訪問に関すること

(3)　学部学科案内に関すること

(4)　同窓会に関すること

(5)　高大接続リスク管理に関すること

10　研究推進担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　研究生に関すること

(2)　競争的資金研究に関すること

(3)　研究支援に関すること

(4)　研究不正防止に関すること

(5)　研究リスク管理に関すること

11　産官学民連携主体施設担当は、次の各号に規定する事務を担う。

(1)　にいみ子育てカレッジに関すること

(2)　新見駅西エリア施設に関すること

(3)　産官学民連携主体施設リスク管理に関すること

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規程第94号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第94号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第94号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第94号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。